

会議室ご利用についてのお願い

愛知県青年会館

【会議室利用申込み手続き】

- (1) 会場使用または宿泊の申込みは、当館所定の申込書に必要事項を記入の上、受付にお申込みください。
- (2) 電話申込みも受付いたしますが、この場合も使用の前に上記申込書により手続きをしてください。
- (3) 使用申込み後、その取り消し、または変更の場合は「使用料金表」に記載の定めにより所定の料金をいただきます。

【会場使用料・宿泊料の納入】

- ・会議室使用料、宿泊料の支払いは原則として、ご利用日の当日現金払いでお願いします。

【会場使用上のきまり】

- (1) 会議室の利用時間は、午前の部（9時～12時30分）、午後の部（13時～16時30分）、夜間の部（17時30分～21時）を各1単位としております。2単位以上ご利用の場合は1単位目からご利用単位の終了までを通してお使いいただけます。尚、上記ご利用時間以外の入室はご遠慮ください。会議室のご利用は、準備、片づけを含め、ご利用時間の範囲内で行ってください。
- (2) 会場において電源をご使用される場合は係員に申し出てください。パーティー等による会場ご使用の場合は、会場使用料の1割を増させていただきます。
- (3) 当館の備品、器具類の所定外の無断使用および、移転、または形状の変更、室内での接着剤の使用や釘打ち等は固くお断りします。掲示等についてご希望の時は、その旨お申し出いただき許可を得てください。
- (4) 会場使用後は、室内を整理・整頓し。もし、机・椅子などを移動した場合は、必ず原形に復し、受付へ会議の終了したことを告げて提出してください。
- (5) 当館でのダンス等の行為は床面を著しく傷つけますので一切お断りいたします。また、館内で大声をあげること、奇声をあげること、野卑な行動などは他の人の迷惑になりますので慎んでいただきます。
- (6) ガス・コンロ等の火気使用はできません。
- (7) 当館内で当館の器物等を破損もしくは亡失させた場合、または、第三者に及ぼした損害は、何人の所為であっても使用者において賠償していただきます。